

○内共第 3 号第 5 種共同漁業権遊漁規則（大野川漁業協同組合・鶴崎漁業協同組合）の変更の内容

R8.8.17 変更認可

新	旧												
（遊漁期間） 第 4 条 大野川漁協管理区域における次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。 <table> <tr> <th>魚種</th><th>期間</th></tr> <tr> <td>あゆ</td><td>6 月 1 日から <u>11 月 10 日</u>までの期間 内で組合が公表する期間内</td></tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td></tr> </table>	魚種	期間	あゆ	6 月 1 日から <u>11 月 10 日</u> までの期間 内で組合が公表する期間内	（略）		（遊漁期間） 第 4 条 大野川漁協管理区域における次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。 <table> <tr> <th>魚種</th><th>期間</th></tr> <tr> <td>あゆ</td><td>6 月 1 日から <u>10 月 31 日</u>までの期間 内で組合が公表する期間内</td></tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td></tr> </table>	魚種	期間	あゆ	6 月 1 日から <u>10 月 31 日</u> までの期間 内で組合が公表する期間内	（略）	
魚種	期間												
あゆ	6 月 1 日から <u>11 月 10 日</u> までの期間 内で組合が公表する期間内												
（略）													
魚種	期間												
あゆ	6 月 1 日から <u>10 月 31 日</u> までの期間 内で組合が公表する期間内												
（略）													